

沖縄IT津梁パーク施設指定管理者募集 質問回答

No.	掲載日	資料	質問内容	回答
1	10/9	募集要項 5ページ 5-(3)	【修繕区分について】※現地説明会での質問 ・50万円未満の修繕は指定管理者において実施するということだが、見積1件あたり50万円未満ということではいか。	・見積1件あたりではなく、原則として修繕が必要な箇所ごとに修繕料が50万円未満のものを指定管理者において実施することとしています。 ・1か所の修繕料が50万円未満の場合でも、複数の箇所で同種の修繕を同時に行うことが合理的で、その修繕料の合計が50万円を超える場合は、県において修繕を実施することもあります。
2	10/9	募集要項 13-15ページ 13(2)	【事業計画書と審査基準の整合性について】 募集要項(P.13～P.15)、「13 選定及び審査基準」 (2)審査基準の中の審査基準(審査項目)と第6-5号様式～9号様式の項目とが整合していないと思われ、関連付けが難しいです。募集要項の基準に即して、様式を変更しても問題ないでしょうか？	・申請書様式第6-5号から第6-9号については、ご意見を踏まえ、様式を変更します。(募集要項ページに新様式を掲載しておりますので、ご確認ください。)
3	10/9	募集要項 9ページ 8-(2)	【指定管理料の上限額について】 各年度で指定管理料の増減は認められますか？また、5年間の合計額464,937千円の範囲内で各年度の提示金額92,987千円～92,988千円を超過しても失格にはならないですか？	・各年度の指定管理料の増減は認めており、各年度の提示金額が92,988千円を超えても失格とはなりません。ただし、5年間の合計が、指定管理料の上限額の464,937千円であることは必須条件となります。